

第3期那須塩原市国民健康保険保健事業実施計画策定支援業務委託仕様書

1 業務名称

第3期那須塩原市国民健康保険保健事業実施計画策定支援業務委託

2 目的

本業務は、平成30（2018）年3月に策定した第2期那須塩原市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）（第3期特定健康診査等実施計画）（国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、全ての保険者に策定が義務付けられている「特定健康診査等実施計画」と「データヘルス計画」の計画期間が一致するため、一体的にとして策定）の計画期間が令和5（2023）年度をもって終了することから、第3期那須塩原市国民健康保険保健事業実施計画（計画期間：令和6（2024）年度～令和10（2028）年度）を策定する。

本業務は、被保険者の健康課題のデータ分析を行うことで、生活習慣病の発症の予防、疾病の重症化予防のための取組がより充実し、被保険者の健康の保持増進及び医療費の適正化を図るため、豊富な専門知識と情報を持つ当該計画策定に精通したコンサルタント業者による支援を得て計画を策定することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和6（2024）年3月15日（水）まで

4 仕様書の取扱い

本仕様書は、上記業務の受託者を選定するためのものであり、受託する最低限度の内容を示したものである。

受託者の選定は、プロポーザル方式による随意契約とするが、プロポーザルの際に受託希望者から本仕様書に記載されていない内容又は記載されている内容の一部変更の提案があり、その受託者と契約することが決定し、当該提案内容が適切と本市が判断した場合、予算の範囲内で提案者はその提案を誠実に実行することとし、提案内容を本仕様書に追加記載し、又は修正記載して本業務の仕様とする。

5 関連行政計画等との整合

策定に当たっては、国の指針等との整合を図るとともに、また、本市の上位計画となる「第2次那須塩原市総合計画」及び「那須塩原市地域福祉計画」を始めとする関連計画との整合を図ること。

6 契約限度額

金5,390,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

7 委託業務の内容

本業務は、「データヘルス計画」と「第4期特定健康診査等実施計画」と計画期間を同一とし、一体的にとして計画策定をする。

また被保険者の健康課題のデータ分析を行うことで、生活習慣病の発症の予防、疾病の重症化予防のための取組がより充実し、被保険者の健康の保持増進及び医療費の適正化を図り、第2期那須塩原市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）（第3期特定健康診査等実施計画）（以下「第2期計画」という。）の進捗状況の把握と現状分析等を行うこと。

なお、市が提供するデータについては、次のとおりとする。

提供データ

- ・ 医科・調剤のレセ電コード情報ファイルCSVデータ
（平成30年4月診療分～令和5年3月診療分）
- ・ 被保険者マスタ
国保総合システム 被保険者異動報告データ
- ・ 特定健康診査データ（平成30年度～令和4年度）
- ・ 国保データベース（KDB）システム出力帳票（平成30年度～令和4年度）
- ・ 第2期計画中間評価及び見直し結果報告書

委託する業務の細目については次のとおりとする。

(1) 第3期那須塩原市国民健康保険保健事業実施計画（案）の策定

- ・ 第2期計画の評価及び課題

市が提供するデータ等の情報から、那須塩原市の現状及びこれまでの事業の取組成果を解析し、第2期計画の振り返りや評価を行うとともに、今後の課題を抽出する。

- ・ 医療費分析

計画に位置付ける保健事業案を踏まえ、計画期間中に実施すべき医療費分析内容について検討する。

- ・ データヘルス計画策定支援

第2期計画の検証及び医療費分析を使用し、計画策定をする。また、計画策定にあたっては、以下の協議項目について、市と協議の上進めることとする。

協議項目

分析結果に基づく健康課題の把握

がん検診及び各種保健事業の目的と概要（第2期計画で実施した保健事業）

その他、市が実施を検討する保健事業

高齢者の特性を踏まえた事業

第3期データヘルス計画の課題と目標設定

・ 特定健康診査等実施計画策定支援

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基本的な事項、特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する事項、並びに特定健康診査等実施計画の策定に関する事項を定める。計画策定にあたっては、以下の協議項目について、市と協議の上進めることとする。

協議項目

- 那須塩原市の現状（医療費の状況、生活習慣病の状況等）
- 特定健康診査及び特定保健指導の実施（重症化予防事業含む）
- 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

(2) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメント公開用資料作成

パブリックコメントで提出された意見等の集約及び計画案への反映

(3) 計画素案の作成

国から示される計画策定に関する資料や、検討過程においてまとめられた事項等を踏まえて、計画素案を作成する。

〈スケジュール案〉

時期	内容	備考
令和5年 5月	業者選定・契約締結	
令和5年 7月	第1回国民健康保険運営協議会・国保連第1回保健事業支援・評価委員会	
令和5年 9月	第1回策定会議	計画概要、スケジュール
令和5年11月	第2回国民健康保険運営協議会・第2回策定会議	計画素案等について
令和5年11月	調整会議・庁議	
令和5年12月	パブリックコメント 第3回策定会議	
令和6年 1月	第4回策定会議	パブリックコメント結果、 計画原案等について
令和6年 2月	第3回国民健康保険運営協議会 国保連第3回保健事業支援・評価委員会	
令和6年 3月	議会上程	

(4) 計画書の作成

計画書の原稿作成及びページレイアウト作成

※市民にとって分かりやすく見やすいデザイン等に配慮し、計画案を作成する。また、作成内容の詳細については市の指示に従うこと。

※数値等のデータは、グラフや図表等を用いて視覚的に理解し易い工夫をすること。

(5) 関係機関との連携及び会議等の運営支援

評価委員会からの支援・助言、那須塩原市国民健康保険運営協議会による意見、その他関係部署との協議内容を踏まえた連携を検討し、計画に反映させる。

なお、市からの依頼により、策定会議等へ出席すること。なお、3回程度を想定しており、オンラインでの出席も可とする。

8 工程管理及び進捗状況報告書

受託者は、工程表に基づき適正な工程管理を行わなければならない。なお、市から進捗状況の報告を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。

9 業務完了検査

受託者は、業務完了後、成果品その他の関係資料を整え、発注者の検査を受けるものとする。

検査の結果、当該業務の履行結果が、本仕様書及び打合せ協議による発注者の要求を満たさない場合は、速やかに必要な訂正、補正などの措置を行うものとし、これに係る経費は受託者が負担することとする。

10 委託料の支払

受託者は、業務完了検査に合格したときは、委託料を発注者に請求することができる。

発注者は、前号の請求に基づき、委託料を支払うものとする。

精算払い 1回

11 成果品の納品

第3期那須塩原市国民健康保険保健事業実施計画書及び医療費分析結果一式の電子データの電子記録媒体（CD-R又はDVD-R） 1部

※電子媒体（Excel形式又はWord形式）にて提出すること。提出データのファイル形式及びバージョン（加除修正等の加工が可能な状況を基本とする。）については、事前に市と協議すること。また、計画書のデータは文字の埋め込み（アウトライン化）やPDF化を行わないこと。

※ホームページ掲載用として、PDF化した電子データを併せて提出すること。なお、提出データの分割方法（一括、章別等）については、事前に市と協議すること。

12 成果品の帰属

本業務における成果品の著作権、データの著作権、その他取扱いに関する権利は市に帰属する。市の許可なく複製・公表・貸与してはならない。

13 情報漏えい防止及び守秘義務

受託者は、本業務の履行に当たっては、別紙

「個人情報取扱特記事項」、那須塩原市情報セキュリティポリシーその他の情報管理に関する規程を遵守すること。

14 その他

(1) 業務管理

受託者は、業務の円滑な進捗を図るため十分な経験を有する者を配置し、業務の全般に亘り、管理を行うものとする。

(2) 打合せ及び議事録

受託者は、業務の着手に先立ち市と十分な打合せを行い、また業務中にも必要な都度協議を行い、目的達成に努めるものとする。また、打合せ完了後は議事録をその都度提出するものとする。

(3) 疑義の解決

本仕様書に記載の事項に疑義が生じた場合、受託者は市と十分な打合せ又は協議を行い、業務の遂行に支障が生じないように努めること。また、委託業務の進捗状況について、市に定期的に報告すること。

(4) 再委託の禁止又は制限

再委託については、受託者が市と協議のうえ、書面による事前の承諾がある場合に限り、再委託できるものとする。

(5) 事故発生時の対応

事故発生時における報告事務が発生した場合は、速やかに事故の経緯、被害状況等を調査し、復旧のための措置を講じるとともに、その旨を委託者に報告しなければならない。

15 著作権等

成果品の所有権、著作権及び利用権は、発注者に帰属するものとする。

受託者は、本業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、肖像権、プライバシー権、パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

16 第三者への損害

受託者が本業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害に係る一切の責任を負うものとする。

当該損害が発生した場合は、速やかに復旧のための措置を講じ、内容・経過について発注者に報告し、指示を仰ぎ、かつ、その指示に従うものとする。

17 その他

この仕様書に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合には、その都度協議し決定す

る。

18 担当部署

保健福祉部 国保年金課 国保年金係